

津軽広域水道企業団西北事業部工事最低制限価格制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津軽広域水道企業団西北事業部が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「税込」という。）の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、津軽広域水道企業団西北事業部が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札で、予定価格（税込）が130万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、次の各号に掲げる額（消費税及び地方消費税を除く。以下「税抜き」という。）の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、算定された合計額（税抜き）を予定価格（税抜き）で除して得た割合が100分の80を超える場合にあっては100分の80、100分の65に満たない場合にあっては100分の65を予定価格（税抜き）に乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の100を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に100分の20を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に100分の10を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、特に必要と認められる場合の最低制限価格算定の割合は、100分の65から100分の80の範囲内で適宜の割合とする。

3 第1項各号の額、同項各号の額の合計額に100分の110を乗じて得た額、予定価格（税抜き）に100分の80又は100分の65を乗じて得た額及び当該額に100分の110を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

4 当該価格を設定した場合は事後公表する。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(入札執行回数)

第6条 競争入札を実施する場合の入札執行回数は、予定価格事前公表による競争入札の場合を除き、原則として3回を限度とする。

(最低制限価格の周知)

第7条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第8条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月7日から施行する。

津軽広域水道企業団西北事業部業務委託契約最低制限価格制度要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津軽広域水道企業団西北事業部が発注する業務委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）における最低制限価格制度の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「業務委託契約」とは、測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務に係る契約並びに警備、清掃その他の役務に係る契約をいう。

2 この要領において「最低制限価格制度」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項（同令第167条の13の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、競争入札に当たって最低制限価格（予定価格（消費税及び地方消費税を含む。以下「税込」という。）の制限の範囲内で落札価格の最低限度の基準として設定する価格をいう。以下同じ。）を設定し、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる競争入札)

第3条 最低制限価格制度の実施の対象は、津軽広域水道企業団西北事業部が発注する業務委託契約に係る競争入札で、予定価格（税込）が50万円を超えるものとする。

(最低制限価格の設定)

第4条 最低制限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税を除く。以下「税抜き」という。）に100分の65を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額とする。

2 前項の規定により、予定価格（税抜き）に100分の65を乗じて得た額及び当該額に100分の110を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 当該価格を設定した場合は事後公表とする。

(落札者の決定)

第5条 最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以

上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(入札執行回数)

第6条 競争入札を実施する場合の入札執行回数は、原則として3回を限度とする。

(最低制限価格の周知)

第7条 最低制限価格を設定したときは、当該競争入札に参加しようとする者に対し、当該競争入札に関し最低制限価格が設定されていることを周知するものとする。

(最低制限価格制度の対象外)

第8条 最低制限価格の設定が不適切と認められる場合は、最低制限価格を設定しないことができる。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、最低制限価格制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月7日から施行する。